

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目 次

教委規則

- 山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
- 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則
- 山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表教職員課の項第七号中、「児童手当」の下に、「及び子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び時間外勤務代替休暇」に改め、同条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

山口県教育委員会

			環境土木科	3	—														集を停止する。
--	--	--	-------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------

別表の1の表山口県立鹿野高等学校の項を削り、同表山口県立徳山商工高等学校の項

「機械科 3 40」を「機械科 3 40」に改め、「全日制課程情報技術科 情報技術科 3 —」を削り、

は、平成20年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立徳佐高等学校の項を

削り、同表山口県立厚狭高等学校の項中

普通科	3	120		
服飾文化科	3	—		
食物文化科	3	—		

を削り、

「普通科 3 120」に改め、「全日制課程服飾文化科及び食物文化科は、平成20年

度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立水産高等学校の項中

「航海科 2 8」を「航海科 2 10」に改め、同表山口県立萩商工高等学校

航海科	2	8		
機関科	2	8		
航海科	2	10		
機関科	2	10		

「総合ビジネス科 3 40」を「総合ビジネス科 3 40」に改め、「全日制課程国際情報科 国際情報科 3 —」を削り、

総合ビジネス科	3	40		
国際情報科	3	—		
総合ビジネス科	3	40		

科は、平成20年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立奈古高等学校の項を次のように改める。

山口県立奈古高等学校	阿武郡阿武町本校	普通科	3	30																
		校生物資源科学科	3	30																

別表の4の表山口県立吉国総合支援学校の項中「25」を「22」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「45」を「41」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「11」を「14」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「28」を「22」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「33」を「36」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中「19」を「27」に改め、同表山口県立山口総合支援学校の項中

「普通科 3 33」を削り、

普通科	3	33		
産業科	3	—		

を削り、

普通科	3	42		
-----	---	----	--	--

「高等部産業科は、平成20年度から生徒募集を停止する。」を削り、同表山口県立宇部総合支援学校の項中「74」を

「55」に改め、同表山口県立下関南総合支援学校の項中「11」を「8」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「28」を「30」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「25」を「22」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三十一日発行

発行人

山口県知事